

岩手県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
湯本診療所	花巻市湯本第4地割29番地1	平成27年11月20日
菅野内科医院	一関市大東町摺沢字摺沢駅68番地	平成27年12月1日
不動大橋歯科クリニック	花巻市不動町二丁目1番地2	平成28年1月1日